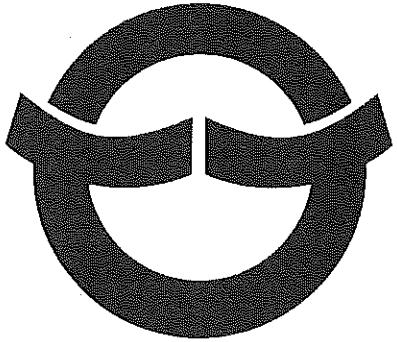


平成26年度

**日の出町教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価報告書**



平成28年2月
日の出町教育委員会

目 次

第 1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について	1
第 2 日の出町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について	1
第 3 日の出町教育委員会の平成26年度の主な活動概要	2
第 4 日の出町教育委員会の教育目標	3
第 5 日の出町教育委員会の基本方針及び基本方針に基づく主要施策	3
1 日の出町教育委員会の基本方針	3
2 日の出町教育委員会の基本方針に基づく主要施策	4
第 6 平成26年度　日の出町教育推進計画	7
I 計画の性格	8
1 目的	
2 基本的考え方	
3 目標期間	
II 施策の体系	8
III 主要施策	9
[学校教育]	
1 教育活動の充実	9
2 教育環境の整備充実	10
3 開かれた学校づくり	11
IV 事業実施一覧	12
第 7 点検評価に関する有識者からの意見	23
日の出町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要領	27

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」第26条の「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」の規定に基づき、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられている。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされている。

この法律に基づき、日の出町教育委員会は、平成26年度の日の出町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、報告書を作成し、日の出町議会へ提出する。

第2 日の出町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

1 点検及び評価の目的

- (1)　日の出町教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。
- (2)　点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、町民への説明責任を果たし、町民に信頼される教育行政を推進する。

2 点検及び評価の対象

「平成26年度日の出町教育推進計画」

3 点検及び評価の実施方法

- (1)　点検及び評価は、「平成26年度日の出町教育推進計画」に掲げる事務・事業の進捗状況を総括するとともに、成果や課題、今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (2)　事務・事業の進捗状況等を取りまとめ、有識者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。
- (3)　教育に関し学識経験を有する者の知見を図るため、「点検・評価に関する有識者会議」を置く。
- (4)　教育委員会において、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を日の出町議会へ提出し、公表する。

第3 日の出町教育委員会の平成26年度の主な活動概要

日の出町教育委員会は、町長が議会の同意を得て任命した5名により組織される合議制の執行機関であり、その権限に属する教育に関する事務を管理執行している。教育委員会には教育長が置かれ、教育委員会の指揮監督の下にその事務をつかさどっている。委員の任期は4年である。

教育委員会の会議は、原則として毎月1回定例会を開催し、平成26年度は定例会を11回、臨時会2回、委員協議会を11回開催し、議案46件、協議事項33件、報告事項155件について審議、協議を行った。

定例会以外の活動では、東京都施策連絡会や東京都市町村教育委員会連合会、西多摩郡町村教育委員会連絡協議会等の意見交換や研修会に参加し、今日的な教育課題について理解を深めるとともに、町立小中学校 PTA 連絡協議会との教育懇談会や町内小・中学校への学校訪問などを実施した。

学校訪問は、毎年度、前期と後期の年2回、小学校3校、中学校2校の全5校を訪問し、管理職からの教育活動報告や授業参観を通して学校の実情把握に努めるとともに、新学習指導要領実施に伴う学校現場における成果や課題などに対する理解を深めている。

個別な教育課題への対応としては、日の出町が掲げ推進している「躍進 ひので！ニュー5大作戦」の一つである「ひので A（安全）・A（安心）大作戦の展開」に基づき、児童・生徒の安全・安心を確保するための施策を推進した。

その他、委員会活動や今日的な教育施策等の広報については、年4回発行の広報誌「教育ひので」等を通して、広く町民への啓発に努めた。

引き続き、教育委員会は現場の実態を踏まえ、直面する教育課題には迅速かつ適正に対応するとともに、総合的な教育環境の整備、充実に努めてまいります。

第4 日の出町教育委員会の教育目標

日の出町教育委員会は、恵まれた自然環境の中で、豊かな人間性を培う町の基本構想の理念に基づき、人間尊重の精神を養い、広く国際社会において信頼と尊敬の得られる知・徳・体の調和した心豊かで、郷土を愛する日の出町民の育成をめざし、家庭教育・学校教育・社会教育の緊密な連携のもと、誰もが生涯を通じて主体的に学ぶことのできる生涯学習社会の実現を図り、もって、普遍的でしかも個性的な文化の創造と豊かな社会の構築を目指し、教育の推進を図る。

第5 日の出町教育委員会の基本方針及び基本方針に基づく主要施策

1 日の出町教育委員会の基本方針

基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

すべての大人、子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められている。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長

国際社会に生き社会の変化に主体的に対応して成長できるよう、子供たち一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められる。

そのために、基礎的な学力の向上を図り、子供たちの個性と創造性を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

基本方針3 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興

町民が生涯を通じ、自由に学習機会を選択し、学ぶことができるとともに、文化・スポーツ・レクリエーション活動に親しむよう、文化施設や体育施設を整備し、町民の活動機会を充実する。

基本方針4 「町民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

家庭・学校・地域の協働と広く町民の教育参加を進め、教育行政を展開することが求められる。

そのためには、東京都教育委員会との緊密な連携・協力のもとに、地域の特性を踏まえた広域的な視点に立つ教育行政を進めるとともに、町民に信頼される魅力ある学校づくりを目指した自律的な学校経営への改革を支援する。

2 日の出町教育委員会の基本方針に基づく主要施策

〔基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成〕

- (1) すべての町民が人権尊重の精神を培い、同和問題をはじめ人権問題への正しい理解と認識を深めることができるよう、人権教育を推進する。
- (2) 子供たちが、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるとともに、社会貢献の精神を育むため、学校・家庭・地域と連携して体験活動を中心とした事業を推進する。
 - ① 町民の教育に対する関心を高め、教育について共に考える「東京都教育の日」を中心にして学校・家庭・地域の協働した取組を推進する。
 - ② 「道徳授業地区公開講座」など道徳教育の充実を図り、学校・家庭・地域が一体となって、子供たちの豊かな心の育成を推進する。
 - ③ 自然体験、文化活動などにより、親子がふれあい、子供たちが豊かな人間性を身に付けるような事業を推進する。
- (3) 子供たちが、自他をいつくしみ生命を大切にするなど、人間性豊かで健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域の連携のもとに、「心とからだの健康づくり」を推進する。
- (4) いじめ、不登校など児童・生徒の多様な課題に対応するため、学校・家庭・地域の連携のもとに、児童・生徒の健全育成を図る学校づくりを進めるとともに、学校における生活指導・教育相談機能の充実を図る。

日の出町立公立学校いじめ防止基本方針にのっとり「いじめは人間として絶対に許されない」という基本認識を徹底し、学校・家庭・地域と教育委員会が一体となっていじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組み、明るく心豊かな学校生活の実現に努める。

また、教育相談室においても関係機関と連携を強化して相談機能の充実を図る。

- (5) 教育の場で体罰を起こさせないための、教員研修を推進し、児童・生徒が豊かな人間関係の中で学校生活が送れるよう努める。
- (6) 非行防止のための生活指導の充実、や犯罪から身を守る教育（「セーフティ教室」）の実施等を通して、児童・生徒の規範意識や危機対応能力を育成する。
- (7) 体験的な子育てや、問題解決的な子育ての充実、課題選択や自己の生き方を考える概念の充実を図ることで、児童・生徒の自主性、社会性を育む。

〔基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長〕

- (1) 一人一人の子供たちの「生きる力」を育成するという基本的な考え方立ち、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、それぞれの教科などで身に付けた知識や技能を活用する学習活動を重視し、児童・生徒の「確かな学力」の育成を目指した教育を推進する。
- (2) 個に応じた多様な指導を行うために、習熟の程度に応じた少人数指導や研究

授業及びその後の協議会を通して、授業改善を推進する。

また、家庭と連携し学習習慣や生活習慣の確立を図る。

- (3) 授業時数の確保を図り、各教科等の指導計画に基づく着実な指導の推進を図る。
- (4) 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」・「全国学力・学習状況調査」の結果に基づき「授業改善推進プラン」を作成・実施・検証・改善していくという授業改善のP D C Aサイクルを定着させることにより、児童・生徒の学力の定着と伸長を図る。
- (5) 特別な支援を必要としている児童・生徒が、個々の教育的ニーズに応じた指導が受けられるよう支援教育の充実を図る。
- (6) ICT（情報通信技術）の効果的な活用を通して、児童・生徒が情報を適切に活用する能力を育成するとともに、学習に対する興味・関心を高め、理解を深める教育活動を推進する。また、教師のICT活用指導力及び授業力の向上に努める。
- (7) 自分たちの街や伝統・文化について学ぶ機会の充実を図り、郷土や国に対する愛着や誇りをもち、多様な文化に対する理解を深め、国際社会で信頼される日本人を育てる教育を推進する。
- (8) 「日の出町子ども読書活動推進計画」に基づく諸施策を推進し、より良い読書環境の整備と児童・生徒が進んで読書する態度を育成する。
- (9) 子供に対する一貫性のある指導を行うため、小学校と中学校の学校間の連携を重視した教育を推進する。また、小学校への円滑な接続を図るため、幼稚園や保育園などと連携を深め、就学前体験事業等を支援する。
- (10) 生徒の勤労感・職業観や主体的に進路を選択する能力・態度を育むため、「中学生の職場体験」を推進し、キャリア教育の充実を図る。
- (11) 「食」に関する指導を推進し、正しい知識と望ましい食習慣の形成に努める。

〔基本方針3 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興〕

- (1) 体系的な事業展開と推進体制の整備に努め、「いつでも、どこでも、だれでも」楽しく学ぶことのできる生涯学習の振興を図る。
- (2) 町民の学習ニーズに対応して学習活動・交流の機会や情報提供の充実を図り、学校・家庭・地域の教育力を高め、町民が学習の成果を地域活動に生かすことができる生涯学習の仕組みづくりを推進する。
- (3) 日の出町の自然と歴史によって培われてきた、有形・無形の貴重な文化遺産の保護に努め、文化財の公開と活用を推進して学習機会の促進を図る。
- (4) 伝統文化などに親しむ機会を提供するとともに、町民の文化の創造、交流の場の充実を図る。
- (5) 町民の健康づくり・生きがいづくりを推進するため、文化・スポーツ施設の整備・学校施設の活用を図り、指導者及び社会教育団体の育成に努める。
- (6) 町村盟約を結んでいる新島村との交流を促進し、相互の歴史と文化に触れ、

自分たちの郷土に対する一層の理解を深め、住民協働による魅力あるまちづくりを推進する。

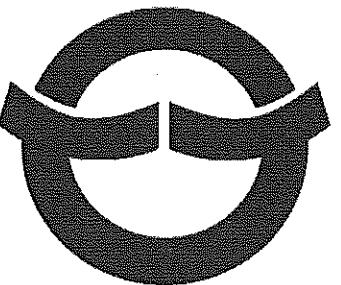
〔基本方針4 「町民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進〕

- (1) 学校評議員をはじめ家庭・地域など学校関係者の評価結果を学校評価へ積極的に反映させ、学校運営の改善を助長し、開かれた学校づくりを推進する。
- (2) 学校、家庭、地域及び関係機関の連携のもとに時代を担う子供たちの健全育成に努める。
- (3) 組織的で、自律的な特色のある教育活動を推進する学校に対しては重点的な支援を行い、学校教育目標の具現化に向けた取組を支援する。また多様な教育課題に対応するため、教育課程の弹力的な運用について検討を図る。
- (4) 学校外の人材を積極的に活用して、学校の運営方法の改善を支援する。
- (5) 学校をはじめとする教育施設は町民の共有財産であるとの観点から、学校施設・機能の開放や一層の効果的な運営を推進する。
- (6) OJT（校内で行う職務を通した育成）を活用した人材育成を推進するとともに、ライフステージに応じた教師力の向上を図り、組織的・機能的な学校経営をより一層推進し、教育体制の充実を図る。
- (7) 学校教育の改善に対する各校の自律的取組を進めるため、校長のリーダーシップの確立を図るとともに、主幹教諭及び主任教諭の配置による学校の組織的な課題対応力の向上を目指す。
- (8) 危機管理マニュアルの周知等の徹底と見直しを図り、様々な災害等に適切に対処できる態勢の維持に努めるとともに保護者や地域と連携を図り、安全・安心対策に万全を期し、児童・生徒の安全確保に努める。
- (9) 教員の資質向上・意識改革を図り、授業改善に生かすため、年間指導計画及び週ごとの指導計画の作成と点検、充実に努めるとともに、児童・生徒・による授業評価の実施や校内研修の充実等を推進する。
- (10) 新学習指導要領の趣旨に基づいた指導の充実を図るため、校長・副校長が一層のリーダーシップを發揮し、教員の専門性を生かしながら学校として万全な態勢が整うよう支援に努める。

(平成26年3月24日　日の出町教育委員会　決定)

第6

平成26年度
日の出町教育推進計画



平成26年9月

日の出町教育委員会

平成26年度日の出町教育推進計画

I 計画の性格

1. 目的

本計画は、今日の教育を取り巻く様々な課題に対応するとともに、日の出町教育委員会の教育目標・基本方針に基づく主要施策を総合的かつ体系的に展開し、効率的、効果的な教育行政の推進を図る指針とする。

また、取組の執行状況については、日の出町教育委員会の「点検・評価」実施要領に基づく点検と評価、公表を通して、教育行政の見直しや改善を図り、住民への説明責任と開かれた教育行政の推進に努める。

2. 基本的考え方

この計画は、日の出町長期総合計画や日の出町教育委員会の教育目標・基本方針並びに主要事業進行管理表等に基づく主要な施策を総合的、体系的に示すとともに、点検と評価の実施を踏まえ、可能な限り数値目標を設定し、目標や達成状況を明確にした客観的な指標とする。

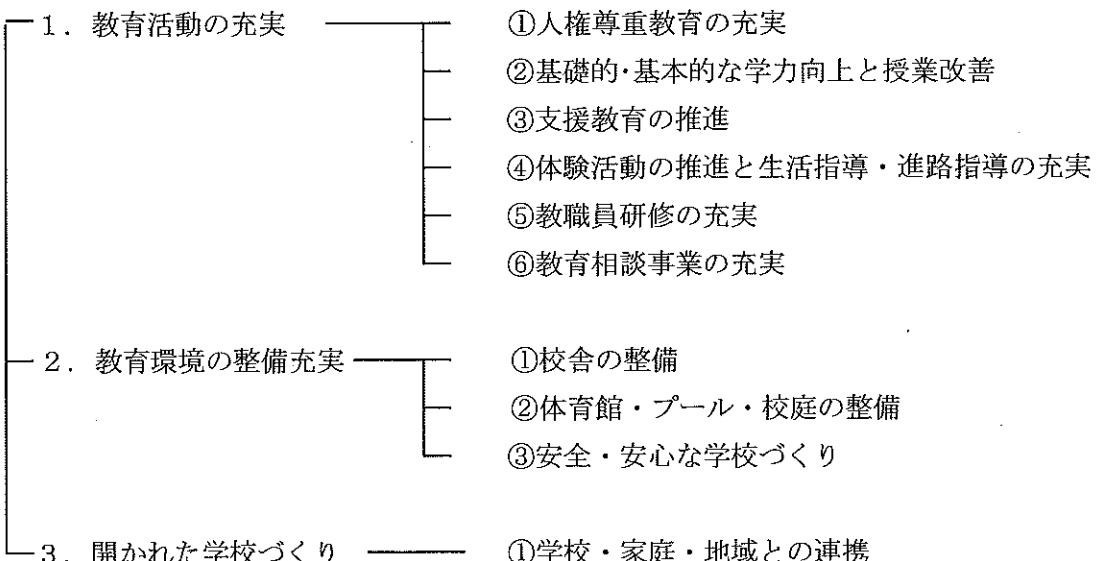
なお、今回の推進計画は、学校教育に係る主要施策を中心としたものであるが、引き続き、教育行政全般に亘る施策に基づく総合的な教育推進計画の策定を図っていくものとする。

3. 目標期間

目標の期間は単年度とし、「点検・評価」を踏まえた見直しと改善を通して、毎年度改訂を行うものとする。

II 施策の体系

〔学校教育〕



III 主要施策

〔学校教育〕

1. 教育活動の充実

《現状と課題》

学校は、児童・生徒に対して「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな身体」の定着に基づく「生きる力」を育むため、特色ある教育課程の編成や指導法の工夫・改善など教育内容の充実を図る取り組みが強く求められている。

一方、核家族化や少子高齢化社会を背景とした家庭や地域の教育力低下が指摘されている。また、いじめ、学校不適応、非行等、児童・生徒の様々な問題行動が顕在化するなど、学校教育を取り巻く様々な課題に対し、学校は、家庭、地域社会と緊密な連携のもとで、児童・生徒の「生きる力」を育む施策の推進が喫緊の課題となっている。

《主な方策》

①人権尊重教育の充実

人権尊重の理念を正しく理解し、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献する精神を育むため、人権教育及び心の教育を推進する。

- 道徳授業地区公開講座の開催
- 道徳教育推進教師研修会の開催
- 人権教育研修会の開催

②基礎的・基本的な学力向上と授業改善

学習指導要領が示す基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、授業改善や家庭との連携強化を図り個に応じた多様な指導の推進に努める。

- 授業改善推進プランの作成
- 漢字検定事業の推進
- I C T（情報通信技術）推進委員会による I C T 機器の効果的な活用
- 理科教育設備の整備

③支援教育の推進

支援を必要とする子どもたちが、個々の教育的ニーズに応じた指導が受けられるよう、支援教育の整備充実に努める。

- 支援教育運営委員会・就学相談委員会・支援教育コーディネータ連絡会の開催
- 就学支援事業の推進
- スーパーバイザー巡回相談事業の推進
- 副籍事業の充実
- 通級指導学級未設置校の開設
- 支援教育支援員の配置

④体験活動の推進と生活指導・進路指導の充実

様々な体験活動を通して豊かな心やたくましく生きる力を培うため、様々な体験的な活動を推進する。また、生活指導上の課題に関する共通理解を図り、学校にお

ける生活指導機能の充実と、自らの意思と責任において進路を選択する能力・態度の育成を図る。

- 児童生徒保護者補助金（修学旅行等）交付事業の推進
- 職場体験活動の推進
- 生活指導主任連絡会の開催
- 進学支度金貸付事業の推進

⑤教職員研修の充実と若手教員の育成

教員の資質・能力の向上を図るために、西多摩郡町村教育委員会合同の各種教員研修の組織的、計画的な推進と、西多摩郡の公立学校教育研究会の充実・支援に努める。

また、町独自でアドバイザーを雇用し、若手教員の育成に努める。

- 西多摩郡町村教育委員会の教職員研修事業の推進
- 西多摩郡公立小学校並びに中学校の教育研究会組織の充実
- 教員アドバイザー事業の推進

⑥教育相談事業の充実

学校、スクールカウンセラー、関係機関と緊密な連携を図るために、スクールソーシャルワーカー活用事業を実施し教育相談活動の充実に努める。また、不登校児童・生徒に対しては、学校と連携を図り適応支援グループによる学習支援や社会自立への支援に努める。

- 教育相談体制の充実
- スクールソーシャルワーカー事業の推進
- 教育相談研修会の開催
- 自立支援事業の推進

2. 教育環境の整備充実

《現状と課題》

学校施設は、大久野中学校体育館・特別教室棟（平成7年度建設）を除き、いずれも築後20年以上が経過し、老朽化も著しく、早急な対応が迫られている。

当該学校施設整備については、緊急性・必要性などに応じた計画的な整備・改修を図るものとする。

《主な施策》

①校舎の整備

通級指導学級の未設置校の解消をするとともに老朽化等による学校施設の計画的な整備を推進し、良好な学習環境の確保を図る。

- 学校整備計画資料作成・非構造部材耐震調査業務
- 学級増に伴うエアコン設置工事（大久野小・本宿小）
- 大久野小学校通級学級設置に伴う教室整備工事
- 校舎屋根改修工事（平井中）

② 体育館・プール・校庭の整備

体育の授業や学校行事等に支障を及ぼさないよう計画的な改修整備に努める。

- 運動場芝生化維持管理業務（大久野小）

③ 安全・安心な学校づくり

児童・生徒の安全指導を徹底するとともに、校内の安全管理体制を整え、保護者・地域・関係機関と連携を図り、学校の内外における安全確保の確立に努める。

- 児童用防犯ブザー貸与
- 通学案内指導員の配置
- 通学路の安全確保
- 青少年問題協議会主催による児童・生徒の安全対策
- 防災ずきんの支給
- 緊急地震速報受信器の設置

3. 開かれた学校づくり

《現状と課題》

各学校は、特色ある教育課程を編成・実施するなかで、教育活動や学校運営など広く公開し、保護者や地域住民から信頼される学校づくりを推進している。

引き続き、家庭・地域と連携・協力を強化するとともに、外部の人材や地域の様々な教育資源を積極的に活用し、新しい時代に対応した開かれた学校づくりの整備が求められている。

《主な施策》

①学校・家庭・地域との連携

学校評議員の活用や学校評価の実施により、保護者、地域住民の教育への参加を促し、学校運営の改善と教育水準の向上に努める。

- 学校評議員制度の充実
- 学校評価の実施
- 広報の充実

IV 推進事業（計画）一覧

1. 教育活動の充実
2. 教育環境の整備充実
3. 開かれた学校づくり

〈評価指標〉

評価	評価内容	達成状況
A	目標を十分達成	達成率が90%以上
B	概ね達成	達成率が70%以上～90%未満
C	もう少しできなかった	達成率が50%以上～70%未満
D		達成率が50%未満

1. 教育活動の充実

①人権尊重教育の充実

(単位：千円)

事業	内容	本年度目標	予算	決算	成果・課題等	評価
道徳授業地区公開講座の開催	道徳授業地区の充実を図り、地域との連携に基づく道徳教育の推進を図る。	全学校・学年・学級で公開授業に取り組み、授業後の意見交換会に多数の保護者の参加を促し、公開講座の充実を図る。	無	無	開催日を土曜日にしたり、授業内容や意見交換会を工夫したりすることで保護者・地域の方の参加が増加した。引き続きさらに、参加者を増やして行く。	B
道徳教育推進教師研修会の開催 (西多摩郡合同事業)	各校の道徳教育推進教師を対象に道徳教育の研修、研究に努める。	年1回開催	無	無	各校の「道徳の時間」の授業改善や、「特別の教科道徳」の導入に向けた情報について、年1回研修会を開催した。	A
人権教育研修会の開催 (4市1郡共同事業)	各校の人権教育担当者を対象に人権教育の理解を深める。	年2回開催	無	無	人権教育課題の解消に向けた研修会や研究発表会への参加など2回の研修会を開催した。	A

②基礎的・基本的な学力向上と授業改善

(単位：千円)

事業	内容	本年度目標	予算	決算	成果・課題等	評価
授業改善推進プランの作成	児童・生徒の学力向上を図るために各校が授業改善推進プランを作成し、学力・学習状況調査結果	9月までに各校が授業改善推進プランを作成し、	無	無	各校が9月までに提出し、児童の実態や課題を明確にし、それについての指	A

	に基づき授業改善推進プランを作成し、学力向上に向け授業改善を図る。	方法の工夫・改善を明らかにし、2学期以降の授業改善に取り組むとともに、P D C Aサイクルで評価を行っていく。	導方法の工夫・改善を示していた。2学期以降の授業改善に取り組むとともに、P D C Aサイクルで評価を行っていく。
事 業 内 容	『漢字力向上のための漢字検定活用プラン』に基づき、児童・生徒に漢字を楽しむ力を育むため、小学校4年生以上を対象とする漢字検定を行う。	本年度目標 原則、卒業時までに学校教育で原則として文書読解能力として必要とされている漢字検定能力(小学校は6級、中学校は3級)以上の取得を目指す。	評価 小学校4年生以上、中学校全学年を対象に実施した。中学校においては、漢検取得が進路対策上、有効に活用されている。
漢字検定事業の推進	I C T (情報通信技術)推進委員会の設置によるI C T機器の効果的な活用	定期的に委員会を開催し、ホームページやI C T機器の利用と普及に向けて、人材育成や研修実施に向けた内容を検討する。	A B 推進委員会を設置し、研修と委員会を合わせて4回開催し活用と普及に向けて取り組みを行った。
理科教育設備の整備	理科教育設備整備費等補助金事業の活用を図り、学習指導要領の改訂に則した新たな理科教育設備の充実を図る。	小中学校における理科教育設備の整備に努め、整備基準の引上を図る。	A 国庫補助金の交付を受け、小中学校5校の整備を行った。 小学校 547 中学校 948

(3) 支援教育の推進

(単位：千円)

事業	内容	本年度目標	予算	決算	成果・課題等	評価
支援教育運営委員会・就学相談委員会・支援教育コーディネータ連絡会の開催	町立小・中学校の支援教育の推進体制の整備、児童・生徒の教育的ニーズに関する適切な指導・支援の充実に向けての検討を行う。	例年の事業に加え、今年度で町内5校全校に設置されることになる支援学級（固定及び通級）の充実かつ円滑な学級経営のため、共通理解を図り円滑な入級相談を実施する。	60 (「教育指導一般経費」 中支援教育就学相談委員会関係謝礼)	60 (「教育指導一般経費」 中支援教育就学相談委員会関係謝礼)	運営委員会を5回、就学相談委員会を8回、コーディネータ連絡会を2回開催し、支援教育の充実、円滑な就学・入級相談を実施した。就学・入級相談件数は過去最も多い47件であった。	B
就学支援事業の推進	幼・保から小・中学校の間や、行政組織間における連携を密接にし、引継ぎシステムの確立を図り、一貫した相談支援体制の整備に努める。	就学支援シートの継続活用。その上で「保育要録」との関係を整理する。学校体験事業（子育て福祉課と共催）の継続実施。	無	無	学校体験事業や就学相談シートの活用を継続実施し、幼・保・小及び教育・福祉の連携強化を図り、就学支援体制の充実を進めることができた。	B
スーパーバイザー巡回相談事業の推進	教育相談室の巡回相談に加え、学識経験者による巡回相談を実施し、校内の支援教育の充実に努める。	各校を2回専門家（大学教授）が巡回し、発達障害等や支援を要する児童・生徒への対応等について理解を深める。	280	279	各学校が積極的に活用し、発達障害等支援が必要な児童・生徒への理解が深まり教職員の指導力向上が図られた。	B

(単位：千円)

事業	内容	本年度目標	予算	決算	成果・課題等	評価
副籍事業の充実	特別支援学校に在籍する児童・生徒が居住地の小・中学校に副次的な籍を持ち、交流及び共同学習を行うことを通じて、児童・生徒の相互理解を進め、豊かな心の育成を図る。	平成27年度より新制度となる副籍事業に向けて、町内小・中学校と特別支援学校間の連絡や諸手続きについて整備し、間接的・直接的な交流を促進する。	無	無	あきる野学園に在籍する5名（小学部4名、中学部1名）がこの制度を活用し、地域の小中学校と交流を図り成果を上げた。中学生の副籍の充実が課題である。	B
通級指導学級未設置校の開設	既設通級指導学級の成果を踏まえ、未設置校に通級指導学級を開設する。	大久野小学校に開設する。	1,241	1,122	計画通り大久野小学校に通級指導学級を開設し、通級指導学級の全校設置が実現した。	A
支援教育支援員の配置	支援教育の充実を図るため、各学校に支援教育支援員の配置を目指す。	先進自治体の実態把握に努め、制度確立に向けた検討を行う。	7,500 (「特色ある学校づくり推進経費」学 校・学習支援員・学習支援員謝礼)	8,034 (特色ある学校づくり 推進経費) 学 校・学習支援員・学習支援員謝礼)	学校・学習支援員を支援教育支援員的にも活用することで一定の効果をあげている。他自治体の状況を調査し、学校・学習支援員の制度を見直していくことが課題である。	C

④体験活動の推進と生活指導・進路指導の充実

(単位：千円)

事業	内容	本年度目標	予算	決算	成果・課題等	評価
児童生徒保護者補助金（修学旅行等）交付事業の推進	修学旅行等を通し、校外における体験的・集団的な活動による望ましい生活態度の育成を図る。	修学旅行、移動教室、社会見学等に要する経費の一部を補助し、保護者負担の軽減を図る。	3,799	3,644	それぞれの行事に係る経費の一部を補助することにより、保護者負担の軽減を図ることができた。	A
職場体験活動の推進	勤労体験やボランティア体験などを推奨し、達成感や成就感などの体得感を図る。	中学生の職場体験学習の受入につき、多種にわたる事業所へ積極的に働きかける。	無	無	大久野中学校2日間、平井中学校3日間を実施し、幅広い職種での体験を行った。	A
生活指導主任連絡会の開催	学校間の生活指導に係る連絡協議を行い、問題行動への要因や対応策等について理解を深め、児童・生徒の健全育成に努める。	年間6回開催する。うち1回は、警察署の担当者を招き、管内における児童・生徒の問題行動の実態把握に努め、情報の共有化を図る。	無	無	6回開催し、生活指導等について、共通認識を行った。また、五日市警察署の担当者から児童・生徒の問題行動について報告を受け、実態把握に努めた。さらに、秋川消防署の担当者より防火・防災について情報提供を受けた。	A
進学支度金貸付事業の推進	中学校卒業の就学困難者に対し、高等学校等の入学時に要する支度金を貸し付け、進路に要する保護者の負担軽減を図る。	貸付事業の周知徹底を図るとともに、貸付金に係る未償還金の解消に努め、適正な貸付事業の管理に努める。	無	3,000	高等学校等の入学時に必要とする支度金について、基金を増額し補助体制を整えた。今年度は貸付無し。	A

⑤教職員研修の充実

(単位：千円)

事業	内容	本年度目標	予算	決算	成果・課題等	評価
西多摩郡町村教育委員会の教職員研修事業の推進	教職員研修の実施は、東京都多摩教育事務所並びに町村教育委員会との連携のもと、西多摩郡町村教育委員会が共同して推進体制を確立して、教職員の資質・能力の向上に努める。	各種研修会の開催にあたっては、西多摩郡町村教育委員会指導主事が分担して企画・立案にあたり、運営は共同して行う。他に日の出町としての研修会を企画し、運営を行う。	165	127	校長等の職層や校務分掌担当に合わせた研修会及び若手教員育成研修における1年次は2町1村と青梅市、2・3年次は2町1村で共同運営し開催した。より一層近隣4市とも連携をとりながら教職員の資質・能力の向上が図れる研修事業を推進していく。	A
西多摩地区小・中学校の教職員が連携して、指導方法の工夫・改善や指導力の向上など、各教科・領域等における研究活動が促進するよう積極的な支援に努める。	西多摩地区小・中学校の教職員が連携して、指導方法の工夫・改善や指導力の向上など、各教科・領域等における研究活動が促進するよう積極的な支援に努める。	西多摩地区小学校教育研究会については、積極的な支援に努め、組織体制の確立を促す。	628	587	各研究会から要請のあつた研究授業について2町1村の指導主事が積極的に講師を努め、指導力の向上について支援することができた。	A
教員アドバイザー事業の推進	新規採用教員の実践的授業力向上を図るため、事業を促進する。	アドバイザーを2名体制とし、採用2年次から3年次までの教員を定期的な授業観察を通して、授業力の向上を図る。	1,680	1,674	学級数増等により若手教員が増えており、アドバイザー指導による授業力向上に成果を上げた。	A

⑥教育相談事業の充実

(単位：千円)

事業内容	本年度目標	予算	決算	成果・課題等	評価
教育相談体制の充実 ニーズに応じた教育相談体制の充実に努める。	現状の教育相談体制を維持し、保護者や児童・生徒及び小・中学校の相談ニーズに応じる。	6,387	5,128	臨床心理士5名(内1名はスクールソーシャルカー)により保護者・児童生徒・学校の教育相談に対応し、問題解決の支援を行なった。	B
スクールソーシャルワーカー活用事業の推進	教育委員会、教育相談室にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校、保護者、関係機関等と連携し、問題を抱える児童・生徒に支援を行なう体制を整備する。	3,312	3,189	教育相談室にスクールソーシャルワーカーが配置されることで、教育相談室全体のスクールソーシャル機能が充実し、学校や福祉部局等との連携がより充実した。	B
教育相談研修会の開催	教育相談や特別支援教育に関する研修を通して教職員の資質向上と、学校支援の充実に努める。	165	130	小中学校をはじめ、町内関係機関(幼・保・福・介護等)職員を対象とした、教育相談室主催による研修会を開催し、関係者の子どもとの課題への共通理解を図ることができた(のべ81名参加)。	B
自立支援事業の推進	学校と協力・連携を深め、自立支援事業の継続により学習支援を行い、不登校対策の充実に努め	684	473	年間を通して週2回実施し、26年度は70回の実施となり、中学生3名高校生年齢以上2名に対し、学	B

	る。			習体験や対人関係体験を通じて、学校復帰や社会適応力の向上を図った。
--	----	--	--	-----------------------------------

2. 教育環境の整備充実

①校舎の整備（100万円を超えるもの）

事 業	内 容	本年度目標	予 算	決 算	成 果・課題等	評 価
学級増に伴うエアコン設置工事（大久野小・本宿小）	大久野小、本宿小の学級数増に伴う、教育環境の整備。	大久野小・本宿小それぞれに教室内天井吊型1台を設置する。	11,712	10,940	工事完了により目標達成。	A
通級学級設置に伴う教室整備工事（大久野小）	特別教室を通級指導学級教室に改修を図る。	教室、プレイヤーム、エアクッション等の設置を行う事により教育環境の整備を図る。	5,646	5,373	工事完了により目標達成。	A
校舎屋根改修工事（平井中）	経年劣化による破損・雨漏り防止を図る。	改修工事を実施し、教育環境の改善を図る。	13,020	11,664	工事完了により目標達成。	A

(単位：千円)

③安全・安心な学校づくり

事 業	内 容	本年度目標	予 算	決 算	成 果・課題等	評 価
児童用防犯ブザー貸与	不審者対策用として防犯用ブザーを貸与し、児童の安全確保に努める。	不審者対策用として新入学生児童を対象に防犯ブザーを貸与し、安全対策に万全を図る。	197	84	目標達成。 児童 171 名	A

(単位：千円)

	全校に案内指導員を配置し、安全管理、安全対策に努める。 通学案内指導員の配置	登下校の際、児童生徒の安全対策及び校内巡回や下校用ワゴン車の運行を行い、事件・事故の未然防止と児童・生徒の安全確保を図る。	8,546 8,332	A	学区変更により通学区域が拡大した本宿小及び交通量が増加した平井中に交通案内指導員を増員配置し、児童生徒の安全確保を図った。
	町P連と連携を図り、通学路の安全確保に努める。	町P連からの要望を踏まえ、関係機関と調整を図り、通学路の危険個所等の改善を図る。	無	A	要望箇所により、町担当課及び警察・東京都等の関係機関に対応を依頼している。
	日の出A(安心)・A(安心)大作戦の一環として、青少年問題協議会・学校・保護者・地域・関係機関と十分連携を図り、児童・生徒の安全確保に努める。	児童・生徒の安全対策について共通理解を図り、安全確保に万全を期する。	無	A	協議会において、五日市警察署による交通安全指導、青少年問題状況報告、関係委員からの状況報告により共通理解を図った。
	青少年問題協議会主催による児童・生徒の安全・安心対策児童用防災ずきん支給	防災対策として防災ずきんを支給し災害時の児童の安全確保に努める。	403	A	目標達成。 児童 171 名
	小中学校全校に緊急地震速報受信器を設置し、地震発生時に児童・生徒の迅速で安全な避難態勢の迅速で安全な避難態勢を整備する。	地震発生時に、迅速で安全な避難態勢を取れるよう、小中学校全校に緊急地震速報受信器を設置する。	335 324	A	小中学校全校に緊急地震速報受信機を設置し、地震発生時に、迅速で安全な非難態勢を取れるようにした。

3. 開かれた学校づくり

① 学校・家庭・地域との連携

(単位：千円)

事 業	内 容	本年度目標	予 算	決 算	成 果・課 題等	評 価
学校評議員制度の充実	保護者や地域住民から幅広く意見を伺い、地域社会に開かれた学校づくりを推進するとともに、家庭・地域と連携協力のもと特色ある教育活動の推進を図る。	各校で年間3回の学校評議員会を開催し、外部からの意見を踏まえ、学校の教育計画や教育活動の見直し・改善を図り、地域に信頼される特色ある学校づくりの推進をする。	無	無	各学校において、学校評議員会を開催し、今年度の経常方針や学校評価に基づく学校経営の改善などについて評議員から意見を踏まえ、学校経営について連携を深めることができた。	A
学校評価の実施	学校は教育活動や学校運営に対する学校評価を通して、教育活動等の改善と学校教育の質の向上に努める。	学校に対しても「日の出町学校評価実施要領」に基づく適正な実施を促すとともに、評価結果に基づき、保護者、地域と連携を図りながら、学校運営の支援と改善に取り組む。	無	無	各校において教職員、保護者を対象に学校評価を行うことができた。評価結果についても学校評議員会での意見を踏まえ、学校により等で報告することができた。	A
広報の充実	教育行政に関する取組の積極的な情報提供を図るため、広報活動の充実に努める。	地域に信頼される学校づくりを図るため、「教育ひので」を年間4回の発行し、学校教育に関する情報の積極的な発信に努める。	1,052	1,063	各学校の教育活動、部活動の様子や、生涯学習等について、広報により情報発信を行なった。	A

第7 点検・評価に関する有識者からの意見

第1 平成26年度は、3つの主要施策を構成する10の主な方策の36項目について事務点検評価が行われた。以下、個別事業に対して意見を述べる。

1 教育活動の充実

① 人権尊重教育の充実

4市1郡共同事業で、都教委の人権教育担当指導主事を交えた研修会を開催している。若手教員研修会でも必修の内容となっている。また、年度当初に都教委が作成した人権教育プログラムが全教員に配布され、人権尊重教育の資料として活用されている。

道徳教育については、各学校と連携して道徳授業地区公開講座を実施している。内容も学校毎創意・工夫が見られ、成果を挙げている。学校と連携して実施している点を評価したい。

② 基礎的・基本的な学力向上と授業改善

現在、児童・生徒に求められる学力とは、基礎的・基本的な知識・技能と、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力である。文科省や東京都が1学期に実施している、これらの学力状況調査の結果を踏まえた授業改善推進プランが、9月までに全学校で作成されている。2学期以降、教育委員の学校訪問での授業参観や指導主事の個別訪問の折に、改善状況を把握されたい。

漢字検定事業については、若年層の活字離れや読書離れが進む中にあって、大変意義ある取組みであると評価したい。漢検がきっかけで学習全般に対する意欲や、他の検定への挑戦意欲が高まることも期待したい。

ICT機器の活用については、授業改善の一つの手段としての有効活用であり、活用自体が目的化することのないよう留意したい。先進的な取り組みや特別支援学級での活用の成果と課題について鋭意検討されることを期待したい。

理科教育設備については、法令に定められた基準に照らして着実に整備されている。

③ 支援教育の推進

全校に通級指導学級が設置されるとともに、早くから中学校に固定学級が設置され成果をあげていること、町内における支援体制が整備されていることに敬意を表したい。児童・生徒一人一人を大切にする教育理念が如実に示されている。今後、児童・生徒数の増加に伴い、様々な障害に応じた教育的ニーズが高まると想定されるし、通級指導の巡回方式への変更に向けた対策も求められる。支援員の増員や固定学級の増設も含め、学校、保護者、関係機関との協議、検討を図られたい。

④ 体験活動の推進と生活指導・進路指導の充実

どの学校も、各学区域の特色を活かした体験活動を計画的、継続的に推進し、成果を挙げている。職場体験活動の受入れ先の確保について、今後ともよろしくお願ひしたい。

生活指導については、主任会を年度初めや長期休業前後など、関係機関を交えて節目ごとに開催し、情報の共有化と問題行動の未然防止を図り、成果を挙げていることを評価したい。

保護者の私費負担軽減措置については、今後とも継続をお願いしたい。

⑤ 教職員研修の充実

教員の資質向上は積年の課題である。資質には大別して次の3つ、教え育てるプロとしての専門性、児童・生徒を感化する人間性（道徳性）、教育公務員としての自覚をもった公共性であると考える。若手教員の増加が見込まれる中、今後とも各校の管理職や関係機関と連携を図りながら、教員研修の充実が図られるよう期待したい。

⑥ 教育相談事業の充実

児童・生徒数増に伴い、今後とも様々な配慮を要する事案の増加が予想されるが、臨床心理士の全校配置を含め、各校内、また町として相談体制が確立され機能している。スクールソーシャルワーカーの存在も、保護者はもとより学校、教員にとって大変心強いと思われる。

2 教育環境の整備充実

① 校舎の整備

エアコンの各室設置や改修工事など、教育環境の整備について、手厚い対応が取られている。

② 安全・安心な学校づくり

町内全域に交通量が増加している中で、通学路の安全確保について、地域の協力を得ながら適切な対応が取られている。学校から各家庭への緊急連絡手段として「すぐメール」の活用も行われている。防災対策についても、今後ともよろしくお願ひしたい。

3 開かれた学校づくり

① 学校・家庭・地域との連携

各校のHP（ホームページ）に校長の経営方針以下教育活動の様子が公開されている。学校よりも自治会の回覧を通して読むことができ、学校が身近な存在になっている。配布作業は学校にとって大変だと思うが、住民として有難く思っている。

学校評価制度、同評議員制度も定着し、学校運営の改善に活かされている。

「教育ひので」も内容が充実し、また教員の異動情報などもよく分かり、大変有難い。

「平成26年度日の出町教育推進計画」に基づく点検・評価により、日の出町の教育行政が益々充実・発展されることを期待して、「平成26年度日の出町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に対する意見とする。0

平成28年1月

対馬 伸一郎（前 東京都公立中学校校長）

第7 点検・評価に関する有識者からの意見

第2 平成26年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について、以下、3項目の意見を述べる。

1 点検及び評価の目的

- (1)公表することにより、町民への説明責任を果たし町民に信頼される教育行政を推進する。
- (2)公表したものは常に P D C A サイクルのプラン、ドウ、チェック、アクションにより点検実行する
- (3)参考 プランについては、計画実行・実現の仕組み、ドウについては計画的に実施しているのか。チェックについては、実績結果を適切に評価しているのか。アクションについては、その結果を改善につなげているか。成果については、改善効果は得られているのか。
- (4)計画は、全体的に文章で書かれており分かりづらい文がある。課題や取組をテーマ別にして表にして分かりやすくするとよいと思う。
- (5)実行可能な計画に結び付けてほしい。

2 点検及び評価の実施方法

- (1)点検及び評価の実施方法、進捗状況を総括するとともに、成果や課題、今後の取組の方向性を示すものとして年1回実施する。どのような成果があがったのか「見える化」してほしい。
- (2)事務事業の進捗状況を取りまとめ有識者の意見を聴取したうえで教育委員会において点検評価を行うことになっているが、有識者の一人として提言しているが、専門的な「第三者委員会」を導入することにより運営上の改善及び見直しを考えることも可能である。結果、教育委員会全体の組織の中の担当の動きが見えてくる。

3 地域の中でわかりあい、つながり、参加できる仕組みをつくる。

- (1)他分野、多世代の交流、地域との交流の輪を広め、ふやす。
 - ①小学生・中学生は地域に支え合いの輪を広げていく学校と地域を身近なものとしていく。多分野で活動している地域住民や地域団体が意見を交換できる場を拡充するとともに、地域の中で性別・年齢にかかわらず、気軽に集まり、話し合える場の提供に努める。
 - ②近年、防災意識が高まる中にあって、人々の絆の重要性が強く認識されるようになってきた。こうした状況を、地域に支え合いの輪を広げていく好機と捉え。地域住民の様々な活動を支援するとともに、日の出町社会福祉協議会、福祉団体各自治会

等、日頃から関係者と連携し、学校と地域住民がお互いの課題を共有できる関係づくりに努めていく。

③子供のころから福祉意識を高める

子供のころから福祉の関心を高めるとともに、地域福祉を担う人材を養い、学校や地域等様々な場を通じて、福祉やボランティアに関する学習や体験の拡充を図っていくことが重要である。

(2) 日の出町における伝統、文化、芸術等教養の向上

地域の芸能文化の継承、町内の芸術家、陶芸家等の体験学習、伝統クラブ活動の復活と継続をしてほしい。

平成28年1月

内田 洋久（社会福祉法人 芳洋会 常務理事）

日の出町教育委員会の権限に属する事務の管理 及び執行の状況の点検及び評価実施要領

(目的)

第1 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、日の出町教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、町民への説明責任を果たし、町民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(点検及び評価の対象)

第2 点検及び評価の対象は、毎年度策定する「日の出町教育推進計画」とする。

(点検と評価の実施)

第3 点検及び評価は、前年度の「日の出町教育推進計画」の成果や課題を明らかにするとともに、今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

- 2 点検及び評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとし、主に点検及び評価の方法や結果等について意見を聴取する機会を設ける。
- 3 委員会において点検及び評価を行った後、その結果は、取りまとめて日の出町議会等へ報告・公表するものとする。

(学識経験者等の知見の活用)

- 第4 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「日の出町教育委員会の行政の執行状況における点検・評価に関する有識者会議」を置く。
- 2 学識経験者は、学校教育、社会教育・生涯学習及びスポーツ等に関して識見を有する者2名をもって充てる。
 - 3 学識経験者の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 学識経験者には、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(委任)

第5 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要領は、平成21年9月30日から施行する。

平成20年5月20日 委員会確認
平成21年9月30日 委員会改正
平成27年12月8日 委員会改正

